

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 20 日

秋田県知事 殿

提出者

住 所 秋田県横手市前郷字八ツ口3番1

氏 名 平鹿総合病院 院長 堀口 聡

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0182-32-5121

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	平鹿総合病院
事業場の所在地	秋田県横手市前郷字八ツ口3番1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療系
② 事業の規模	病床数 564床
③ 従業員数	876人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内各所 使用済注射器等 専用メスキュード容器 感染性廃棄物 院内 減菌処理 廃プラスチック類 処理委託 臨床検査 使用済みプラスチックシャーレ等



(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	156.94 t	t
	（これまでに実施した取組） 一部廃棄物にオートクレーブによる高圧蒸気滅菌を実施し、排出抑制に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	140 t	t
	（今後実施する予定の取組） コロナ感染症の患者が減少したことにより排出量の削減が出来た。廃棄物の分別などを徹底し、引続き抑制に努める。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・職員採用時等に分別に関する教育を行う。 ・ゴミ箱に分別方法を表示している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各部署の分別状況を確認し、排出抑制に努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	1.52 t	t
	（これまでに実施した取組） 一部廃棄物にオートクレーブによる高気圧蒸気滅菌を実施し、排出抑制に務めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	2 t	t
	（今後実施する予定の取組） 引続き滅菌処理を行う。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） なし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	155.42 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	155.42 t	t
	（これまでに実施した取組） 信頼できる業者を選考し、書面による契約を実施している。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	140 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	140 t	t
	(今後実施する予定の取組) 信頼できる業者を選考し、書面による契約を実施する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	155.42	t
	(今後実施する予定の取組等) 平成31年4月1日電子マニフェスト導入済みの為特になし。		
※事務処理欄			

2. 緊急時の連絡体制に関する事項

医療関係機関 管理者	院長 堀口 聡
	Tel 32-4351

都道府県等廃 棄物担当部局	横手保健所 環境指導課
	Tel 32-4005

医療機関 担 当 責 任 者	総務管理課課長 伊藤 大輔
	070-6498-5023 (内線 6110)

特別管理 廃棄物管理 責 任 者	副院長 高橋 俊明
	Tel 32-2681

院内清掃業者	
責任者	厚生ビル管理(株)
	Tel 018-823-4061

収集運搬業者	
※院内	厚生ビル管理(株)
	018-823-4061
感染性	(資)五十嵐建設
	24-1484
廃油・二クロ ム酸塩水溶液	(有)横手清掃興業
	32-4171
定着 現像液	松田産業(株)
	017-744-0155

中間処理業者	
感染性 廃プラ	(資)五十嵐建設
	24-1484
定着 現像液	松田産業(株)
	017-744-0155
廃油・二クロ ム酸塩水溶液	エコシステム秋田(株)
	018-883-4385
クロロホルム	エス・ユー開発(株)
	018-895-5050
汚 泥 廃蛍光管	豊興産(株)
	018-828-4611
汚 泥	野村興産(株)
	03-5695-2530 0157-45-2911

最終処分業者	
感染性 廃プラ 廃 油 汚 泥	(財)秋田県総合公社
	018-892-3045
定着 現像液	八戸精錬(株)
	0178-28-2181
廃蛍光管	野村興産(株)
	03-5695-2530 0157-45-2911
一般 廃棄物	横手市 東部 環境保全センター
	33-3996
廃油・ 二クロム酸 塩水溶液	グリーンフィル小坂(株)
	0186-29-2924

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。